

# 市民委員を募集



## 観光振興計画協議会委員

観光振興計画の推進について検討します。

▼対象 5月22日現在、18歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日夜間の会議(任期中8回程度。保育あり、1歳(学齢前)に出席できる方)▼任期 8月(令和7年3月)▼謝礼 市の規定による▼募集人数 3人(選考)▼応募方法 5月22日(月)(必着)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業(現在無職の方で前職がある場合はその職業)または学校名と学年、「立川市の観光について私の思うこと」(800字程度)を書いて、直接、または郵送、フ

ックス、Eメールで広報課観光振興係(市役所2階44番窓口)内線2659(521)2653

▼kouchou@city.tachikawa.lg.jp

## スポーツ推進審議会委員

スポーツ推進に関する重要事項を調査・審議します。

▼対象 5月19日現在、18歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日夜間の会議に出席できる方▼任期 任命の日から2年間▼報酬 1回1万8000円▼募集人数 2人(選考)▼応募方法 5月19日(金)(消印有効)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業、「スポーツがもたらす効果や価値と私自身が受けた影響」(800字以内)

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

5月14日(日)・21日(日)は、国営昭和記念公園の無料入園日です(駐車料金別途必要) 国営昭和記念公園管理センター ☎(528)1751

内)を書いて、直接、または郵送、フックス、Eメールでスポーツ振興課(〒190-0015 泉町786-11) ☎(529)8515(534)51699 spofr@city.tachikawa.lg.jp

15(534)51699 spofr@city.tachikawa.lg.jp

## たちかわ市民交流大学企画運営委員会委員

たちかわ市民交流大学の運営などについて検討します。

▼対象 5月19日現在、18歳以上で市内に引き続き3か月以上在住・在勤・在学しているか、市内を拠点として生涯学習活動を行っている方で、原則平日夜間の会議(第1回は9月19日(火)午後6時からを予定)に出席できる方▼任期 7月1日(令和7年6月30日)▼謝礼 1回3000円▼募集人数 2人(選考)▼応募方法 5月19日(金)(必着)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、フックス番号、Eメールアドレス、職業、在勤・在学の方は勤務先名か学校名、それ以外の方は生涯学習活動を行っている団体名、「これからのたちかわ市民交流大学に期待すること」(800字以内)を書いて、直接、または郵送、フックス、Eメールで生涯学習推進センター市民交流大学係(〒190-0012 曙町2-36-1 2Fアーレ立川センタースクエア1階) ☎(528)6872 fax(528)6804 e shougai-su@city.tachikawa.lg.jp

行政相談委員の委嘱

総務大臣から次の方が行政相談委員に委嘱されました。任期は令和7年3月31日まで▼市川美智子氏(高松町)▼遠藤幸男氏(羽衣町)▼小泉典子氏(幸町)▼荒井義明氏(上砂町) 《順不同》 問生活安全課市民相談係 ☎(528)4319

入札・契約制度改革を推進しています

市は、入札・契約制度改革の一環として、談合情報対応マニュアルを改正しました。情報の確認方法、関係機関への通報時期や内容などを見直すとともに、疑義事実(入札参加者等から提出された入札関係書類等から、談合等不正行為が疑われるもの)も扱うこととしました。

問品質管理課・内線2449

問品質管理課・内線2449

問品質管理課・内線2449

問品質管理課・内線2449

問品質管理課・内線2449

問品質管理課・内線2449

問品質管理課・内線2449

## 民生委員・児童委員の委嘱

厚生労働大臣から次の方が民生委員・児童委員に委嘱されました。任期は令和7年11月30日まで。かつこ内は担当区域▼高澤周示氏(富士見町6丁目24) 35、70(72)▼水戸かおる氏(曙町1丁目1(10))▼中野香代子氏(栄町1丁目)▼河本雅美氏(栄町3丁目)▼中村万里氏(若葉町3丁目54(76)) 《順不同》 困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。委員の連絡先や相談内容などは地域福祉課にお問い合わせください。

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

問地域福祉課地域福祉推進係・内線1477

# 児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

問子育て推進課・内線1346

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表のとおり行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには、子育て推進課(市役所1階21番窓口)で申請が必要です。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届の案内を郵送しますので、忘れずに提出してください。なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

対象者・支給要件と手当月額(令和5年4月1日現在)	
学齢前	<b>㊦乳幼児医療費助成</b> 市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分
小1~中3	<b>㊧義務教育就学児医療費助成</b> 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
高校生等	<b>㊨高校生等医療費助成</b> 市内に住む高校生等の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
中学校修了前	<b>児童手当</b> 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】▶3歳未満=15,000円▶3歳以上小学校修了前▶第1子・第2子=10,000円▶第3子以降=15,000円▶中学生=10,000円▶所得制限以上の世帯の児童=5,000円▶所得上限以上の世帯の児童=支給なし 生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

障害のある児童のいる家庭	<b>特別児童扶養手当</b> 20歳未満で、身体障害者手帳1級~3級程度、愛の手帳1度~3度程度の児童、長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を養育している方に支給(施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く)。 【手当月額】▶1級=53,700円 ▶2級=35,760円
	<b>児童育成手当(障害手当)</b> 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級程度▶愛の手帳1度~3度程度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円
	<b>児童扶養手当</b> 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで(中度以上の障害がある児童は20歳になるまで)支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(障害基礎年金1級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給=44,140円 ▶一部支給=10,410円~44,130円▶加算分=2人目5,210円~10,420円、3人目以降3,130円~6,250円 公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれる場合があります。くわしくは市ホームページをご覧ください。
	<b>児童育成手当</b> 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】13,500円
ひとり親家庭	<b>親ひとり親家庭等医療費助成</b> 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部